

○平成13年国土交通省告示第464号

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年国土交通省令第七十二号）の施行に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成十三年四月二日
国土交通大臣 林 寛子

第一 次に掲げる告示は、廃止する。

- 一 昭和六十三年建設省告示第千四百七十四号
- 二 昭和六十三年建設省告示第千五百三十八号
- 三 昭和六十三年建設省告示第二千二十七号
- 四 昭和六十三年建設省告示第二千二十八号
- 五 昭和六十三年建設省告示第二千二十九号
- 六 平成四年建設省告示第千八百五十三号
- 七 平成七年建設省告示第千二百九十八号

第二 平成六年建設省告示第千四百六十一号の一部を次のように改正する。

第一の四の4の（一）の規定中「建設業経理に関する知識及び処理能力の審査・証明事業認定規則（昭和五十九年建設省告示第千四百十五号）に基づき国土交通大臣の認定を受けた」を「建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十九条第一項ただし書の規定により国土交通大臣の指定を受けた」に改める。

第三 平成七年建設省告示第千二百六十八号の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（指定講習の廃止の公表）

第七条 国土交通大臣は、第五条の規定により廃止届出書を受理したときは、その旨を官報で告示するものとする。